



須 崎 市

【令和8年度】

固定資産税（償却資産）

申告の手引き

申告期限は
毎年1月31日です。

（土・日曜日の場合は翌平日）



【お問い合わせ】

〒785-8601

高知県須崎市山手町1番7号

須崎市 税務課 資産税係

TEL: 0889-42-1291

はじめに

平素から市税について格別のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

固定資産税は、土地・家屋のほか、償却資産についても課税されます。償却資産の所有者は、毎年1月1日(賦課期日)現在所有の償却資産について、資産が所在する市町村への申告が義務付けられています。〈地方税法第383条〉

つきましてはこの「申告の手引き」をご参照の上、申告いただきますようお願いいたします。

目次

1 儻却資産について	1	8. 固定資産税の課税について	6
1. 儻却資産とは		(1)納税義務者	
2. 儻却資産の種類及び資産例		(2)免税点	
3. 家屋と償却資産の区分について	2	(3)無申告又は虚偽の申告をされた場合	
		(4)償却資産の調査	
		(5)5年間分のさかのぼり課税について	
		9. 記載に当たっての注意点	
2 儻却資産の申告について	3	3 固定資産税評価額等計算方法	7
1. 申告していただく方		◆税額	
2. 申告書等の提出期限		(※1) 課税標準額合計の求め方	
3. 申告から納付書発送まで		(※2) 儻却資産の評価額・課税標準額の求め方	
4. 納付期限		4 申告書の記載方法	8
5. 申告方法について		1. 儻却資産申告書(償却資産課税台帳)記載方法	
(1) 書類による申告		2. 種類別明細書(増加資産・全資産用)記載方法	
(2) eLTAXによる電子申告	4	3. 種類別明細書(減少資産用)記載方法	
6. 申告の対象となる資産		5 減価残存率表	14
7. 国税との取り扱いの違い	5	平成21年度以降における耐用年数と償却資産申告書等の取り扱いについて	15
		関連サイト	16

1 償却資産について

1. 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産、その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有するものを含む。）をいう。ただし、自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車の課税客体である原動機付自動車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除くものとする。（地方税法第341条第4号）

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形減価償却資産で、法人税法又は所得税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産をいいます。

2. 償却資産の種類及び資産例

償却資産は、下表のように6種類に分類されます。

資産の種類		具体例						
1 構 築 物	構築物	看板（広告塔等）、舗装路面、駐車場（周壁がないもの）、緑化設備、庭園、門、塀、堀、側溝、煙突、焼却炉、鉄塔、鉄柱、トンネル、橋、ビニールハウスなど						
	建物附属設備	<p>◆プレハブ等の建物で基礎がないもの</p> <p>◆建築設備のうちで家屋評価に含めない資産（自家発電設備、受変電設備、蓄電池設備、電話設備、厨房設備、移動・可動性間仕切り等）</p> <p>*テナント（賃借人）の方が取り付けた建物附属設備・内部造作等で、テナントの方に所有権が留保されているものは、テナントの方に申告義務が生じます。</p>						
2	機械及び装置	各種製造・加工設備、印刷設備、ガソリンスタンド設備、土木建設機械（パワーショベル・ブルドーザー）、耕運機などの農機具（車両を除く）等						
3	船 舶	漁船、貨物船、客船、砂利採掘船、遊覧船、ボート等						
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等						
5	車両及び運搬具	<p>大型特殊自動車（分類番号が「0、00～09及び000～099」、「9、90～99及び900～999」の車両）等</p> <p><u>※自動車税・軽自動車税が課税されるものを除く</u></p> <p><u>※大きさが右記の基準に該当し、最高速度が時速15km以下のものは、小型特殊自動車（軽自動車税の課税対象）とされ、固定資産税の対象とはなりません。</u></p> <table border="1"><tr><td>長さ</td><td>4.70メートル以下</td></tr><tr><td>幅</td><td>1.70メートル以下</td></tr><tr><td>高さ</td><td>2.80メートル以下</td></tr></table>	長さ	4.70メートル以下	幅	1.70メートル以下	高さ	2.80メートル以下
長さ	4.70メートル以下							
幅	1.70メートル以下							
高さ	2.80メートル以下							
6	工具、器具及び備品	机、イス、ロッカー、応接セット、テレビ、ラジオ、音響機器、陳列棚及び陳列ケース、ルームエアコン、冷蔵庫、洗濯機、室内装飾品等、各種工具（測定、検査、切削、治具、型・鍛圧、打抜等）、家具、電気機器、ガス機器、事務機器、通信機器（ファクシミリ、LAN配線、パソコン、コピー機、レジスター等）、時計、測定機器、自動販売機、光学機器、看板及び広告器具、容器及び金庫、理・美容機器、医療機器、娯楽又はスポーツ器具及び興行用具等						

3.家屋と償却資産の区分について

家屋には、様々な附帯設備（電気設備、給排水設備、消化装置等）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価します。

家屋の所有者が所有する附帯設備で、家屋と構造上一体となって家屋自体の利便性を高めるものは家屋として取り扱い、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。

詳細は下の表をご参照ください。（一般的な例示であり、この例示によらない場合もあります。）

設備の種類	償却資産の対象となるもの	家屋の対象となるもの
電気設備	電灯照明設備	屋外の照明設備（ネオンサイン、投光器等）
	中央監視制御	中央監視制御装置一式
	配線設備	生産事業用機器の動力配線一式、屋外電灯配線
	受変電設備	変圧器、配電盤、キュービクル等
	予備電源設備	蓄電池設備、配電機等
給排水設備	屋外給水設備、独立高架水槽、井戸等	屋内給排水設備
給湯設備	局所式給湯設備（瞬間給湯器、貯湯槽等）	中央式給湯設備
ガス設備	特定の生産又は業務用ガス設備、屋外ガス設備等	屋内配管
消火設備	ホース、ノズル、消火器、ガスポンベ等	消火栓設備、スプリンクラー
空調設備	ルームエアコン、特定の生産又は業務用空調設備	家屋と一体の空調設備
運搬設備	ベルトコンベヤー、クレーン等	エレベーター等
通信放送設備	電話機、交換機、アンプ等	屋内配線
店舗・事業用造作設備	簡易間仕切り等容易に取り外し可能なもの	家屋と一体のもの
屋外駐車場設備	舗装路面、フェンス、機械式駐車場設備	
その他	看板、広告塔、門、塀、植栽、人工芝	

2 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

毎年1月1日現在で、須崎市内において事業用の償却資産を所有している、または須崎市内の事業所に償却資産を賃貸している個人・法人の方です。

2. 申告書等の提出期限

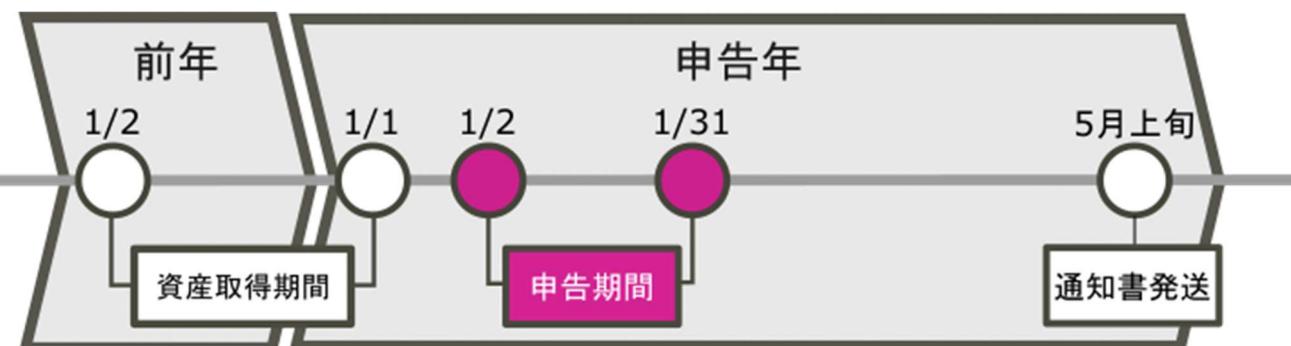
申告期限は**毎年1月31日**となっています。

(土・日曜日の場合は翌開庁日)

申告受付開始日は、毎年1月の最初の開庁日からとなっております。

申告が遅れた場合、年度途中で税額を変更する場合がありますので、お早めにご提出下さい。

3. 申告から納付書発送まで



4. 納付期限

第1期 5月31日	第2期 7月31日	第3期 9月30日	第4期 11月30日
-----------	-----------	-----------	------------

※各納付期限が土日の場合は翌平日

5. 申告方法について

(1) 書類による申告

- ① 償却資産申告書（償却資産課税台帳）
- ② 種類別明細書（増加資産・全資産用）
- ③ 種類別明細書（減少資産用）

*複写の上側（提出用）を提出し、複写の下側（控用）は大切に保管してください。

郵送で提出される方で、申告書控用紙（受付印を押したもの）の返送が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

*全国統一の様式の記入事項の全てを満たしている場合は独自の様式での申告ができます。

*須崎市役所の税務課に申告書の様式がありますので、ご連絡いただくか、市のホームページの様式からダウンロードして記入をお願いします。

(2) エルタックスによる電子申告

地方税法の申告や届出が自宅やオフィスのパソコンからインターネットを利用して行うことができるようになりました。是非ご活用下さい。

※償却資産の申告時には、増加・減少の明細書の添付をお願いいたします。

利用手続きについては eLTAX ホームページ等でご確認ください。

6.申告の対象となる資産

賦課期日（毎年1月1日）現在において、須崎市内に所有する事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も課税の対象となりますので、申告漏れの無いように注意してください。

- (1) 建設仮勘定で経理されている資産（完成して事業の用に供している部分）
- (2) 簿外資産（耐用年数が経過したもの）

※平成19年4月1日以降、法人税・所得税では、1円（備忘価格）まで減価償却することが可能となりました。一方、固定資産税については、従前のとおり、減価償却できるのは取得価額の5%までであり、除却されるまでは課税対象となります。

- (3) 一時的に未稼働・遊休の状態にある資産でも、いつでも稼働しうる状態にあるもの
- (4) 福利厚生に供するもの
- (5) 他から賃借している建物に施工した附属設備（建物・建物附属設備勘定で経理されているもの）
- (6) 割賦購入資産で、割賦金を完済していない資産であっても、すでに事業の用に供されている資産
- (7) 耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満の償却資産であっても、個別に減価償却しているもの
- (8) リース資産（ほかの事業所に貸し付けてある資産）
- (9) リース期間経過後所有権が賃借人に移転することが当初から決まっているリース資産
- (10) 大型特殊自動車（登録の有無にかかわらず）

※ただし、自動車税・軽自動車税の対象となる車両や、電話加入権・ソフトウェア等の無形減価償却資産は、課税の対象とはなりません。

※次に掲げる資産は課税の対象になりませんので

申告の必要はありません。

- 自動車税又は軽自動車税の課税対象となる資産
- 無形減価償却資産（漁業権、営業権、商標権、特許権など）、繰延資産
- 耐用年数が1年未満の資産（使用可能期間が1年未満のもの）で、その取得に要した経費の全部が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、一時に損金又は必要な経費に算入されたもの
- 取得価額が10万円未満の資産で、その取得に要した経費の全部が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、一時に損金又は必要な経費に算入されたもの
- 取得価格が20万円未満の資産で、法人税法上又は所得税法の規定による所得の計算上、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うことを選択したもの

7.国税との取り扱いの違い

償却方法の違い

項目	固定資産税の取り扱い	国税の取り扱い
減価(償却)計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度(決算期)
減価(償却)の方法	定率法のみ (原価率は、法人税の「旧定率法」 で思料する償却率と同様)	【平成19年3月31日以前取得】 「旧定率法」を適用(建物については旧定額法) 【平成19年4月1日～平成28年3月31日取得】 「定率法」を適用(建物については定額法) 【平成28年4月1日以後取得】 「定率法」「定額法」等の選択制度 (建物及び構築物・建物附属設備については定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度(※)	×	○
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	×	○
増加償却	○	○
陳腐化資産(耐用年数の短縮)	○	○
評価額の最低限度 (償却可能限度額)	取得価額の5/100	備忘価額(1円)まで
改良費(資本的支出)	区分評価	原則区分評価(一部合算も可)
中小企業者等の少額 減価償却資産の特例 (下部表内③)	課税対象	損金算入可能 (租税特別措置法28の2、67の5)

(※) 圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金などで取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
① 一時損金算入	申告対象外			
② 3年一括償却	申告対象外			
③ 中小企業特例	申告対象が必要			
④ 個別減価償却	申告対象が必要			

8.固定資産税（償却資産）の課税について

(1) 納税義務者

賦課期日（1月1日）現在の償却資産の所有者

(2) 免税点

賦課期日現在、須崎市内に所有する償却資産の評価額の合計（課税標準額）が、150万円未満の場合、償却資産は課税されません。

(3) 無申告又は虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条及び須崎市税条例第75条の規定により過料を科せられるほか、同法第368条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、同法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

(4) 債却資産の調査

固定資産税（償却資産）の申告書などをもとに、地方税法353条・408条に基づき、調査を実施します。この調査は、事業用資産の所有者の方を対象に、減価償却明細書又は固定資産台帳などを拝見させていただき、申告内容との照合や確認などを行うものです。事前にご連絡の上、事業所を直接訪問させていただくか、郵送により関係書類の写しを提出していただくかの方法により実施させていただきますので、ご協力をお願いします。

(5) 5年間分のさかのぼり課税について

提出いただいた申告書の内容審査や上記調査等により、申告内容を修正する必要がある場合は、調査年度を含めて最大5年間分をさかのぼっての課税を見直すことがあります。その際、当該年度分の申告または修正申告、併せて確認資料（資産台帳等）の提出を求めることがあります。

9.記載にあたっての注意点

- 前年度と資産の状態が変わらない場合でも、申告が必要です。
- 廃業・解散等の時もその旨記入の上、申告が必要です。
- 前年度において免税点未満（課税標準額が150万円未満）の場合や、本年度が免税点未満になると思われる場合でも、申告が必要です。
- 申告年の1月1日に取得した資産は、申告年から記入が必要ですので注意して下さい。
- リース資産の納税義務者は、原則としてその資産の所有者であるリース会社になり、リース会社に申告義務が生じますが、リース期間経過後に、所有権が賃借人に移転することが当初から決まっているリース資産は賃借人に申告義務が生じます。

3 固定資産税評価額等計算方法

◆税額

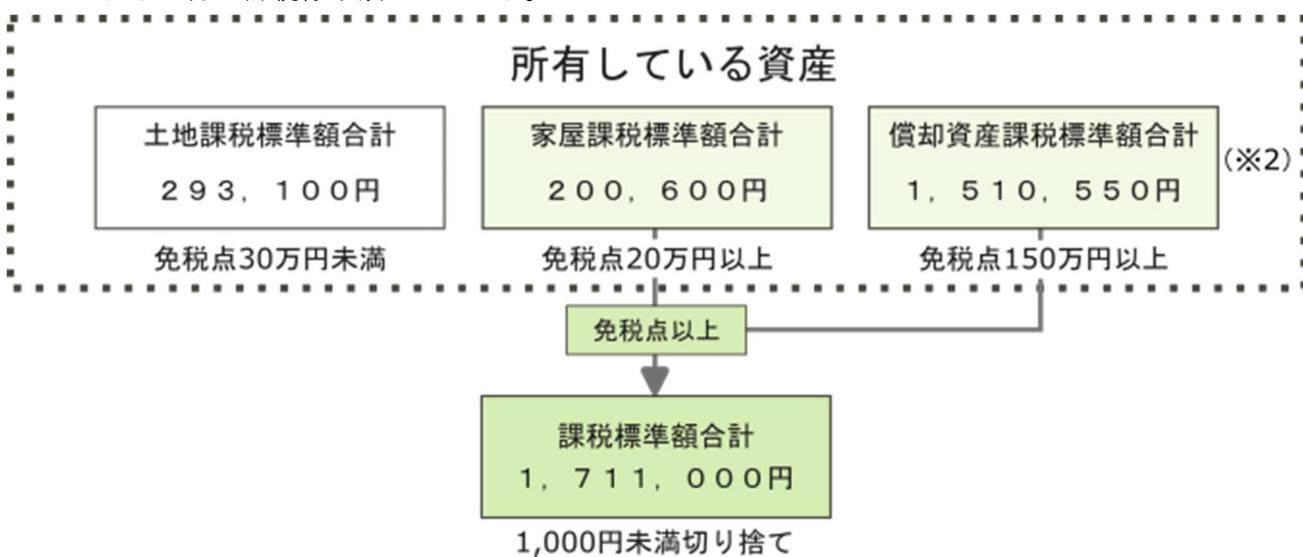
$$\boxed{\text{課税標準額合計}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

(※1) (1.4%)

取得価額を基礎とし、耐用年数及び取得後の経過年数に、価格の減少（減価）を考慮して評価額を算出します。評価額の合計額の1,000円未満を切り捨てた金額が課税標準額となります。（土地、家屋も所有されている場合はそれぞれを算定して合計した後が課税標準額となります。）

(※1) 課税標準額合計の求め方

免税点以上の各課税標準額を合計し、1,000円未満を切り捨てたものが課税額を決定する際の課税標準額となります。



(※2) 償却資産の評価額・課税標準額の求め方

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価格及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
$\text{取得価格} \times \left(1 - \frac{r}{2} \right)$ = 取得価格 × ①	$\text{前年度評価額} \times (1 - r)$ = 前年度評価額 × ②

r : 耐用年数に応ずる減価率

① : 半年分の減価残存率で『減価残存率表』(p.14) の①欄の率

② : 1年分の減価残存率で『減価残存率表』(p.14) の②欄の率

・1月1日取得の資産については、その前年の12月取得年月とします。

・初年度の評価額は、取得月にかかる半年分の減価があったものとして算出します。

※算出した評価額が取得額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

4 申告書の記載方法

1. 償却資産申告書（償却資産台帳）記載方法

1. 所有者住所

住所（又は納税通知書送達先）及び電話番号を正確に記入し、ふりがなを付してください。

2. 所有者氏名

氏名を記入し、ふりがなを付してください。なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記入してください。

(屋号があれば記入してください)

取得価額

(イ)前年間に取得したもの

前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

(この額は前年度の申告書の(ニ)の欄の額と同じです。)

(口)前年中に減少したもの

前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

(この欄の合計額は種類別明細書(減少資産用)の取得価額の合計額と同じです。)

(ハ)前年中に取得したもの

前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

(この欄の合計額は種類別明細書(増加資産用)の取得価額の合計額と同じです。)

(二) 計

「(イ)前年前に取得したもの」

- 「(口)前年中に減少したもの」

+ 「(ハ)前年中に取得したもの」

によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。

3.個人番号または法人番号

所有者の個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号）を記入してください。

なお、個人番号を記入する場合には、左側を1文字分開けて記入してください。

4.事業種目（資本金等の額）

事業の種目を具体的に記入してください。また、法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記入してください。

5.事業開始年月

個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は、当該法人の設立年月を記入してください。

6.この申告に応答する者の係及び氏名

この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。

7.税理士等の氏名

経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

8.～14.短縮耐用年数の承認等

各項目の有無等について、該当する方を○で囲んでください。

度
却資西課税台帳

※ 所 有 者 コ ード													
3 個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	○	○	○	○	1	2	3	4
4 事業種目 (資本金等の額)	印刷業 (100 百万円)												
5 事業開始年月	平成 30 年 4 月			12 特別償却又は圧縮記帳									
6 この申告に応答する者の係及び氏名	須崎 花子 (電話 0889-42-xxxx)											13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法	
7 税理士等の氏名	ゼイム税理士事務所 須崎 一郎 (電話 0889-42-□□□□)											14 青 色 申 告 ○・無	
計 ((イ) + (ロ) + (ハ)) (二)	8,433,510												
十億 百万 千 円	64,561,810												
15 市(区)町村内における事務所等資産の所在地	<p>① 須崎市△町△-△ ② 須崎市□町×-△ ③</p>												
16 借用資産 (○・無)	貸主の名称等 税務リース(株) 須崎市□町□-□□ TEL 0889-42-△△△△												
17 事業所用家屋の所有区分	自己所有												
18 備考(添付書類等)													
増加資産あり													
移動資産は○○支店(○○市×-△)からのもの													
減少資産あり													

15.市区町村内における事業所等資産の所在地

須崎市内における事業所等資産のある場所の住所を記入してください。何箇所にもあるときは、『外○件』というように記入してください。

16.借用資産(有・無)

借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。

なお、借用資産がある場合は、その資産名称と貸主の氏名を記入してください。

17.事務所用家屋の所有区分

事業用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。

18.備考(添付書類等)

次のような事項を記入してください。

①法人成立・事業廃止・合併等の変更がある場合は、その内容と変更年月を詳しく記入してください。

②以前に申告されたことがある方で、申告前年1月2日～申告年1月1日期間に増減がない場合は『増減なし』と記入して、表紙のみ提出してください。

③今回初めて申告される方で、須崎市内に該当する資産がない場合は、『該当資産なし』と記入してください。

④既存の資産の耐用年数等の訂正がある場合は、『耐用年数変更あり』等の記入をしてください。

⑤その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項

2.種類別明細書（増加資産・全資産用）記載方法

申告前年1月2日～申告年1月1日までに新たに取得した資産および申告年1月1日以前に取得していたが、申告漏れとなっていた資産について記入してください。

ただし、初めて申告される方は、申告年1月1日現在で所有している資産を全部記入してください。

取得価額（イ）

当該資産の取得価額を記入してください。

なお、「取得価額」は、資産を取得するために実際に支出した金額又は通常支出すべき金額（手数料・据付費等事業の用に供するために直接要した費用を含む）を記入してください。

また、圧縮記帳は認められませんので、実際の取得価額を記入してください。

耐用年数

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数を記入してください。（法人税・所得税の申告に用いる耐用年数です。）

なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記入してください。

※短縮耐用年数を適用している場合は、必ず「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しを添付してください。

資産の種類

資産の種類に記載するのは下の表のとおりです。

番号	資産の種類
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

令和 8 年度			※ 所 有 者 コ ー ド	種類別明				
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ード	資 産 の 名 称 等					
			取 得 年 月			年号	年	月
01	1	1	アスファルト舗装工事	1	5	07	12	
02	2	2	製本用機械	1	5	05	11	
03	6	6	パソコン	1	4	05	11	
04								
18								
19								
20								
				小 計	3			

資産の名称等

資産の名称及び規格等を記入してください。

数量

資産の数量を記入してください。

取得年月

資産を実際に取得した年号・年・月を記入してください。

なお、年号は「1.明治」「2.大正」「3.昭和」「4.平成」「5.令和」の数字で記入してください。

※企業内移動の場合も、当初資産を取得した年月を記入してください。

ただし、1月1日に取得した場合は、その前年の12月を取得年月としてください。

摘要

当該資産について、次のような事項を記入してください。

- ①課税標準の特例がある資産について、その適用条項（例：地方税法第349条第1項）
 - ②割賦販売資産等、地方税法第342条第3項の規定の適用がある資産については、その旨の表示と売主の名称等
 - ③耐用年数の変更があった場合にはその旨の表示
 - ④短縮耐用年数を適用している資産についてはその旨の表示
 - ⑤増加償却を行っている資産についてはその旨の表示
 - ⑥その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

賸餘 (增加資產・全資產用)

增加事由

資産が増加したことについて、該当する増加事由の番号を○で囲んでください。

番号	増加事由
1	新品取得
2	中古品取得
3	移動による受け入れ
4	その他

課税標準の特例（率）

次のように記入してください。

(例) $1/12$ の特例 $\rightarrow 112$
 $2/3$ の特例 $\rightarrow 203$

「償却資産申告書」の取得価額欄、前年中に取得したもの(ハ)の会計額と同額になります。

3.種類別明細書（減少資産用）記載方法

申告前年1月2日～申告年1月1日までに売却、移動等により減少した資産を全部記入してください。

令和 8 年度					
※ 所 有 者 コ 一 ド					
行 番 号	資産 の 種類	抹消 コード	資産の名称等	数 量	取得年月
				年号	年
01	1		コンクリート舗装	1	3 63 07
02	2		印刷機	1	4 14 09
03	6		パソコン	1	4 04 04
04					
05					
18					
19					
20					
				小 計	3

資産の種類

資産の種類に記載するのは下の表のとおりです。

番号	資産の種類
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

資産の名称等

前年中に減少した資産の名称及び規格等を記入してください。

数量

前年中に減少した資産の数量を記入してください。

取得年月

前年中に減少した資産を実際に取得した年号・年・月を記入してください。

なお、年号は「1.明治」「2.大正」「3.昭和」「4.平成」「5.令和」の数字で記入してください。

減少の事由及び区分

当該資産が減少した事由とその区分について該当するものの番号を
それぞれ○で囲んでください。

取得価額 (1)

前年中に減少した資産の取得価額を記入してください。

なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記入してください。

耐用年数

当該資産の耐用年数を記入してください。

申告年度

当該資産について最初に申告した年度を
記入してください。

「償却資産申告書」の取得価額欄、前年中に減少したもの(口)の合計額と同額になります。

摘要

当該資産について、次のような事項を記入してください。

- ①当該資産が減少した事由について、
「1.売却」にあってはその売却先の名称
「2.滅失」にあってはその滅失理由等
「3.移動」にあってはその受け入れ先
所在地等
「4.その他」にあってはその減少の事由
等を記入してください。

②減少の区分が「2.一部」に該当する場
合には次のように記入してください。
(例) 2台のうち1台を (有) 税務出版
(〇〇市) に売却

③その他当該資産が減少したことにつ
いて必要な事項を適宜記入してくださ
い。

5 減価残存率表

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率	
		前年中取得のもの Ⓐ	前年前取得のもの Ⓑ			前年中取得のもの Ⓐ	前年前取得のもの Ⓑ
2	0.684	0.658	0.316	27	0.082	0.959	0.918
3	0.536	0.732	0.464	28	0.079	0.960	0.921
4	0.438	0.781	0.562	29	0.076	0.962	0.924
5	0.369	0.815	0.631	30	0.074	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	31	0.072	0.964	0.928
7	0.280	0.860	0.720	32	0.069	0.965	0.931
8	0.250	0.875	0.750	33	0.067	0.966	0.933
9	0.226	0.887	0.774	34	0.066	0.967	0.934
10	0.206	0.897	0.794	35	0.064	0.968	0.936
11	0.189	0.905	0.811	36	0.062	0.969	0.938
12	0.175	0.912	0.825	37	0.060	0.970	0.940
13	0.162	0.919	0.838	38	0.059	0.970	0.941
14	0.152	0.924	0.848	39	0.057	0.971	0.943
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
16	0.134	0.933	0.866	41	0.055	0.972	0.945
17	0.127	0.936	0.873	42	0.053	0.973	0.947
18	0.120	0.940	0.880	43	0.052	0.974	0.948
19	0.114	0.943	0.886	44	0.051	0.974	0.949
20	0.109	0.945	0.891	45	0.050	0.975	0.950
21	0.104	0.948	0.896	46	0.049	0.975	0.951
22	0.099	0.950	0.901	47	0.048	0.976	0.952
23	0.095	0.952	0.905	48	0.047	0.976	0.953
24	0.092	0.954	0.908	49	0.046	0.977	0.954
25	0.088	0.956	0.912	50	0.045	0.977	0.955
26	0.085	0.957	0.915	51	0.044	0.978	0.956

平成21年度以降における耐用年数と償却資産申告書等の取り扱いについて

1. 耐用年数省令の一部改正の影響について

【耐用年数省令の一部改正】

平成20年の税制改正において耐用年数省令の見直しが行われ、減価償却資産の耐用年数表が大幅に変更されました。特に、機械及び装置については390区分を55区分へ見直す全面改正が行われました。

【固定資産税における耐用年数】

固定資産税（償却資産）における耐用年数は、総務大臣の告示である『固定資産評価基準』で定められており、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表に掲げる耐用年数によるものとされています。このため、平成21年度以降の固定資産税（償却資産）においては、改正後の耐用年数省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6を適用することになります。

【固定資産税における適用年度】

固定資産税（償却資産）においては、決算期等に関わりなく、既存分を含めて、平成21年度分の固定資産税から改正後の耐用年数が適用となります。

したがって、平成21年度の評価額は、平成20年度の評価額に、改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて算出することになります。（取得当初に遡及して再計算するものではありません。）

【申告の際の留意点】

全資産申告（企業電算申告）を行っている場合、ご利用のシステムの計算方法が前年度の評価額を基礎に計算するものとなっているか確認する必要があります。

毎年の資産の増減分のみ申告されている場合、過去に申告いただいた資産について、耐用年数省令の改正により耐用年数が改正されたものがあれば、改正後の耐用年数を申告する必要があります。その場合、耐用年数の申告誤りによる耐用年数の修正と区分できるよう、種類別明細書の適用欄にその旨の記載（例えば「省令改正による変更」等）をお願いします。

2. 地方税法施行規則による償却資産申告書の様式改正について

平成20年の税制改正において、評価額と帳簿価格を比較していずれか高い方を決定価格とする比較方式が廃止され、平成20年度以降の固定資産税（償却資産）においては、評価額が決定価格となりました。これに伴い、地方税法施行規則で規定している償却資産申告書（第26号様式）等の各種様式も一部改正となりました。

関連サイト

◆ 須崎市ホームページ

<https://www.city.susaki.lg.jp>

【申告書のダウンロードについて】

須崎市ホームページトップ

⇒ 情報ピックアップ (※スマートフォン版は文字横の「+」を押してください)

⇒ 申請書ダウンロード

⇒ 固定資産税関係

⇒ 償却資産申告書 第26号様式 (PDFファイル)

種類別明細書 (増加・全資産用) 第26号様式別表1 (PDFファイル)

種類別明細書 (減少資産用) 第26号様式別表2 (PDFファイル)

償却資産申告書・種類別明細書 (入力用) (Excelファイル)

◆eLTAX 地方税ポータルシステム

<https://www.eltax.lta.go.jp>

電話によるお問い合わせ (受付時間 9:00~17:00 土・日・祝休日・年末年始除く)

eLTAX ヘルプデスク 0570-081459 (つながらない場合: 03-5521-0019)